

足寄町 成年後見支援センターだより

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、「成年後見制度」に関するご相談に応じ、利用についてサポートいたします。

はじめに、 成年後見制度を知ろう

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の利用をお手伝いするのが「足寄町成年後見支援センター」です。

足寄町成年後見支援センターがお手伝いできること

成年後見制度に関する相談・支援

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや、申し立てに関するアドバイスをを行います。

電話番号 28-0722

受付時間

月曜日から金曜日

午前 8 時 40 分～午後 5 時 5 分

(土・日・祝日および年末年始はお休みになります)



市民後見人の養成・支援

ご本人の親族や専門職の方でなくても、成年後見制度の知識に関して一定の研修を受けた人が後見を行うのが「市民後見人」です。

養成された市民後見人の知識やスキルの維持・向上を目的として、定期的にフォローアップ研修を開催し、後見人としての活動を支援していきます。



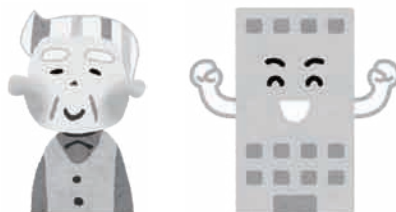
成年後見制度の普及・啓発

町民の皆さんや、関係機関の方々に向けて、「成年後見制度」への理解を深めていただけるよう情報を発信していきます。



法人後見の受任

家庭裁判所の審判に基づき、足寄町社会福祉協議会が法人として後見を行います。



● 市民後見人について



市民後見人とは、一般住民による成年後見人のことです。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族が居ない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

市民後見人は、弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般住民や、成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者が行っています。



足寄町社会福祉協議会が受任した法人後見は、市民後見人の方が法人後見支援員として社会福祉協議会の職員と一緒に実務を行っております。今年度は市民後見人の養成研修を開催予定なので、興味のある方は社会福祉協議会までご連絡ください。詳細が決まり次第お知らせします。

第 5 回

成年後見制度 Q&A

成年後見の申立てをする人がいない場合は？

後見等開始の審判は、通常、本人、配偶者、4 親等内親族の申立てにより行うことができます。しかし、本人自身に後見等開始の申立てをするだけの能力がなく、また本人に後見等開始の申立てに協力してくれるような親族等がない場合に法定後見制度を一切利用できないとすると、本人の福祉が著しく害されてしまいます。そこでこのような身寄りのない人でも成年後見制度が利用できるように、市町村長による後見等開始の申立てが認められています。

足寄町成年後見支援センター

〈開設時間〉

月曜日～金曜日 午前 8 時 40 分～午後 5 時 5 分
土・日・祝日・年末年始はお休みとなります

社会福祉法人 足寄町社会福祉協議会

〒089-3716 足寄町南 6 条 2 丁目 7 番地

電話 : 0156-28-0722 FAX : 0156-25-9021

ホームページ : <http://www.ashorotte.jp/shakyo/>

